

議案第76号

佐野市水道事業給水条例の改正について

佐野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐野市水道事業給水条例（平成17年佐野市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

水道法施行令の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第76号参考資料

佐野市水道事業給水条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水停止をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水停止をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>